

会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大に対処する奈良県知事の会見は、会見後に奈良県ホームページに動画と会見資料が配信されます。けれども、字幕や文字によるサポートがありません。奈良県中途失聴・難聴者協会の賛助会員のご尽力により、文字起こし文をつけることができました。内容を忠実に文字に変えてもらっていますが、マイクの調整具合などの関係で、聞き取りにくい部分があったり、話し手が、曖昧な単語を使ったり、指示語を多用したりすることで、聞こえる人でも、内容の理解がむずかしい部分もあります。そのような部分は、文字起こし文も読みにくくなっていますが、現時点でのできる限りの対応でありますことをご了承ください。

司会／ただいまより、第10回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開会します。本日は、今後の奈良県における対処方針について議題とします。それでは本部長知事より、新型コロナウイルス感染症にかかる奈良県対処方針 5.29 方針についてご発言いただきます。

知事／それでは奈良県の対処方針 5.29 を、本部会議に諮りたいと思います。目次にあるのが、現時点での対処の項目です。それと、第2波への備えがテーマです。対処方針の前に現状の認識について。新規感染者の判明度は、皆さんのおかげで低水準に推移しています。感謝申し上げます。近隣の緊急事態宣言が解除されてきています。この時点での対処方針を明確にします。先日の対処方針でも諮りましたが、感染拡大防止措置と経済社会活動の活性化・正常化の両方の取り組み（を行う）。出口戦略の実行段階に入ったという認識です。また、国の補正予算も出ました。県では6月補正が予定されているので、6月補正に向かっての政策の確立という面もあります。本日は6月補正が結構入っているので、地域の取り組みは新しいステージに入りました。

4 ページ

両立を図るという観点からの新規の取り組み、6月補正への対応に、資料のように、略称（印）を付けています。また、国の2次補正への対応は、2次補正が最近出たばかりですので、わかっている話は、県の6月補正の対応に入れ込みました。

国が直接されたり、あるいはいろんな背景があるのはまだ定かでないので、今日の時点では、はっきりしないところは入っていません。

来週もう一度対策本部会議をして、その時には、国の補正でいれるべきものを確定したいと思っています。

また、6月補正に向けた額も確定できたらと思っています。

本日は、項目とその仕組みについて対策本部会議会にお諮りします。

予算額などについては、来週この対策本部会議で確定をしていきたい。

6 ページ

対処方針の内容でまず第一項目は、感染拡大防止対策の徹底、継続です。

7 ページ

感染拡大防止のための奈良県の方式は二つあります。

感染者の早期発見・隔離の徹底。

今我々ができる唯一最大の武器が、早期発見・隔離です。

これは世界中共通しています。

それをスマートにしよう、賢くしようというのが、奈良県の方針です。

そのために、PCR 検査の対象の拡大と検査能力の拡充を引き続き図りたい。

8 ページ

検査対象の拡大をどのようにするかについて。

今までの PCR 検査の主たる目的は、重症化予防のために感染者を判明して、重症化予防措置をとることであったように思います。

そのために、日本では PCR 検査が絞られていたように思います。

PCR 検査の主たる目的を、重症化予防から、感染拡大防止に向けて徹底にしたい。

PCR 検査を感染拡大防止に向けておこなうことを、徹底したいと思います。

今までは症状の有無というのが基準になっていた時期もありました。

今後は、症状の有無に関わらず、感染リスクのある人は、検査対象にします。

感染リスクがあるかを客観的に判断しなきゃいけないケースが出てくるかもしれません。

現時点で感染リスクのある人を判断すると、(資料のように) 次の4項目になります。

対象拡大の新4項目となります。

従来、検査前2週間以内にコロナ感染判明者との接触があった人は、濃厚接触者といってフォローしていました。

県内での感染判明があればわかるが、大阪でコロナ感染判明者と接触された人は県では捕捉できません。

そこで、大阪で感染判明者と接触してたようだという人も対象にするということになります。

二つ目は、検査前に2週間以内に、感染リスクのある場所に滞在した人。

奈良では、感染リスクのある場所、クラスター的な場所はまだ発見されていません。

ただ大阪に行ったり、他の地に行って、どうも感染リスクはあったようだという申し立てがあれば、奈良県民は検査の対象にします。

(三つ目は) 勤務先や学校や自宅などで発熱等の有症状者が存在している場合。PCR 検査を受ける前だが発熱や症状があるので検査に行く、未判明感染者は、感染リスクの高い人だとわかってきています。未判明感染者の間に感染(させてしまう)のをどのように防止するかをできるだけ賢くやろう(としている)。

勤務先に発熱等の感染症状があつて、PCR 検査結果がまだわからない人が勤務先にいるのでうつるかもしれない、心配だから PCR 検査を受けたいという県民がおられたら、対象にするということです。

四つめ。

医療従事者、福祉施設従事者は、まだ発症はないが、日ごろのことだからいつも用心をしたいという人がいると思います。

このような人は、むしろ定期的な PCR 検査をしてもらってもいい。

クラスター発生の危険性が高く、被害の甚大性が予想されるという人たちは、検査の対象にしようと思います。

検査対象の判断は次のページに載っているが、検査対象判断者に、このような内容を、指示・お願いをしたいと思っています。

二つめは、検査能力の拡充・維持です。

量の拡大と迅速性が要求されます。

そのために従来からいろいろやっています。

容易化、迅速化など、(資料 8 ページの) ようにしたいと思っています。

とりわけこの第 5 項目は、新しく 6 月補正で入れたい。

発熱外来認定制度を、6 月中旬目途に付け加えたと思っています。

9 ページ

PCR 検査のスキームです。

相談をするのは県民です。

まず、調査採取の判断主体のところに相談されることになります。

当初は、帰国者接触者相談センター、保健所だけでした。

これは変わりませんが、県独自で発熱外来認定医療機関を創設したいと思っています。

この医療機関の説明は後でします。

検体採取の場所は、充実してきています。

病院、ドライブスルー、発熱外来クリニック、一般医療機関、保健所。

さらに、認定医療機関でもできるようにしたいということです。

検体採取ができた後の実施場所は、保険研究センター、奈良市、民間検査機関、医療機関です。

10 ページ

どの程度まで、採取、判定が可能になるか。
現在、採取は142検体まで可能です。

11 ページ

これまでの検体採取の推移です。

5月12日102件から、その後は減少傾向なので、現時点では142であれば充分かと思えます。

今後は動向の程度に応じて判断していきたい。

12 ページ

検査・判定は、1日215件の検体対応ができています。

13 ページ

これまでの実施数は、5月13日の108件をピークに減少傾向です。

現在は十分だが、今後の対応にも関係するので、検査体制の維持をしていきたい。

14 ページ

ドライブスルー外来は資料のようにおこなわれており、これを維持することになります。

15 ページ

発熱外来クリニックは、西和医療センターに5月27日開業しました。

引き続き開業したいと思います。

16 ページ

橿原市と医師会でやっておられる発熱外来クリニックは5月11日に開業され、引き続き開業していただきます。

また、奈良市の地域外来の検査は、ドライブスルーでされています。

5月21日開業で、引き続き開業をしていただきます。

17 ページ

また、第2波に備えてPCR検査の判定能力拡大が必要になる場合もありますし、望ましいことだと思います。

(そのため) 意欲的な市町村の取り組みを支援するための補正予算を組みたいと思います。

先ほど話した発熱外来認定制度は、奈良県独自制度です。

これも6月補正に持ち込みたいと思っています。

帰国者接触者外来と同様の機能を有する医療機関を認定する制度です。

身近なところで検査を受けられるよう環境整備します。

認定要件、すなわちサービスの内容は、発熱患者の診察と検査の実施です。

クリニックや病院が想定されるので、感染対策が必要です。
動線の確保や医療器具などは、県が支援することになっています。
脱衣場所などがクラスターにならないような配慮が必要になり、配慮を行い実行していただくことを確認した上で、認定します。
防御とともに、検査体制ができていることも必要条件です。
また、検査件数、結果を報告していただく。
このような条件を整えていただくと、認定します。
発熱外来認定医療機関では、従来からある認定機関と同様に、(PCR 検査等の) 自己負担はなしになります。

18 ページ

資料 1 にいろいろ書いていますが、表の一番下、「PCR 検査料等の自己負担なし (公費負担)」とあります。
発熱外来認定医療機関も「左に同じ」と書いてあるところが重要です。
(PCR 検査等の) 自己負担なしの認定医療機関です。

19 ページ

また、家族のおられる場合、高齢者等のご家族で一方の方が PCR 検査を受けることになったときに、結果判明までの間に家にいると、濃厚接触でうつるかもしれないから宿泊を希望される方には、その宿泊施設を用意するというのを打ち出しています。
現在募集中です。
このような家族宿泊施設の確保も図っていきたいと思います。

20 ページ

医療提供体制の見直しです。

21 ページ

第 2 波への備えは必要だが、通常医療の機能回復のステージに入っていると思います。
やることを三つ考えています。
コロナ専用の病床の縮小、第 2 波に備えた予備病床の確保、医療従事者への支援です。

22 ページ

コロナ専用病床を、318 床から、重症対応 12 床を含め、156 床に縮小したいと思います。
第 2 波に備えて、予備病床を含めて最大 415 床、うち重症対応 23 床確保したい。
6 月補正でこのような対策をしたいと思います。
宿泊療養施設は、現在、108 室を東横インに確保しています。
これは、この規模で継続したいと思っています。

23 ページ

次に、医療従事者の勤務環境の良好化です。

一つ目は、6月補正で防護服や高性能マスク等の安定供給を、補正予算を諮りたい。

二つ目医療従事者への激励金です。

寄付金を募って、基金に寄付金が入っています。

支出は議会の議決があるので、6月補正で激励金の支給の議決を求めたい。

医療従事者の宿泊費の補助は、従来からやっていますが、継続したい。

医療従事者の特殊勤務手当の支給に対する補助を、6月補正で新規に盛り込みたい。

医療従事者に対する慰労金は、国の2次補正にも入っています。

そこで、6月補正で対応したい。

これらは、感染症対策基金から6月議会で支出の議決を求めます。

24 ページ

感染症対策基金には、今約3,500万円入っています。

直接医療に従事される方への激励金として考えている。

25 ページ

三つ目は、社会活動正常化への取り組みです。

26 ページ

正常化にむけての取り組みを全力で支援します。

社会活動を回復してもらうことは、健康、子育て、福祉、教育分野で大変重要なので、積極的に支援するという事です。

27 ページ

健康な生活の維持について。

身近な施設へのお出かけは、積極的に奨励したいと。

運動不足解消が大きな目的です。

地域の公園などで、とにかく出ていっちゃいと新たなイベントを開催する方への支援を、6月補正に盛り込みたいと思います。

28 ページ

自転車での周遊も健康にいいので、近くでサイクリングをされる方に、サイクリングコース発信の支援をしたいと思います。

29 ページ

子育て支援については、家庭、子ども食堂の多様な取り組みを、補正で実行したいと思います。

30 ページ

教育活動の新しいスタイルの取り組みについて。

これからも休校の可能性がります。

今、学校での授業短縮に直面されています。

学習保障という言葉が使われていますが、人的体制を強化するための6月補正や、国からの2次補正の活用を図っていききたい。

それは、資料に書いてありますような人的体制の強化ということです。

31 ページ

学校再開に伴う感染症対策を十分にさせていただくために、物資の供給などに必要な経費を、6月補正に計上したい。

私立学校には、国から直接交付される予定だと聞いております。

32 ページ

在宅教育の充実とは、オンライン教育ということになります。

オンライン教育の内容の充実に対して、予算を組みたい。

コンテンツの充実は教育関係者に頑張ってもらいたい。

施設能力、オンライン能力を拡充するために、器具などがある。

この際、積極的に環境整備を図っていききたいと思います。

情報端末の整備ができたらと思います。

6月補正に入れていききたい。

33 ページ

福祉サービスの場合。

感染症に強い社会福祉制度、事業所作りをテーマにしたい。

施設における感染拡大防止のための、設備整備の支援ということです。

一時的に隔離するための簡易陰圧装置や、換気設備の整備のための補助を行いたい。

34 ページ

障害児のかたが感染し入院された場合、障害特性に応じた看護師を派遣する予算を組みたい。社会福祉施設のクラスター発生防止と、発生時の対応能力向上のために、経験された他県の事例の研究をしたいと思います。

当県では幸いクラスターは発生していませんが、発生を経験された他市では、防止するにはどのようなことが考えられるのか研究が進むと思います。

奈良県ではそれを学習して、現場での適用につなげたいと思います。

研究・研修を支援したいと思います。

35 ページ

福祉施設の職員は、日々ストレスが溜まります。
それをケアする臨床心理士等の相談を行えるようにしたいと思います。
介護、障害者福祉事務所職員に慰労金を支給することをしたい。
国の 2 次補正対応です。
職員慰労金 20 万円。
接触サービスに関わる職員に慰労金 5 万円支給するという内容で、6 月補正に入れたい。

36 ページ

次に危険手当。
危険手当を支給される施設事業所への補助を実施したい。

37 ページ

生活困難者の支援とについて。
従来からの生活福祉資金、住宅確保給付金による支援を継続していきたい。

38 ページ

県が独自の、雇い止め、内定取り消しの方を県が直接雇用する取り組みは、20 名分の予算を取った。
採用を引き続き継続したい。
追加募集を実施したい。
現在 11 名を採用することになったと聞いている。
このような募集が多くなれば、これに対する量的な対応もしたい。
コロナ感染症に関わって、生活困難が進行したという方がおられる。
効果的な対策の検討が必要だと思うので、実態調査を行いたい。

39 ページ

その他、国の 2 次補正にいろいろな項目が含まれています。
昨日、補正予算の閣議決定が出されたので、そこについて勉強しています。
(39~40 までの) 5 項目について、国の 2 次補正が適用できるかどうか、引き続き研究をして、できる限り 6 月補正に入れたい。
来週の対策本部会議では、6 月補正に入れる項目と額を確定したい。

41 ページ

経済活動活性化の取り組みについて。

42 ページ

活性化と感染症対策の両立について。
どの国も経済活動が大変落ち込んでいます。

県でできることで取り組みをしたいと思います。

当面は、県民による県内消費の喚起を一つのテーマにしたい。

また、事業者の感染拡大防止対策と、新しい生活様式を踏まえた事業者の取り組みへの支援ということになります。

6月議会で、関係の予算を提案したいと思います。

43 ページ

一つめは、県民による県内消費の喚起です。

やり方にちょっと工夫をしている。

市町村で、飲食や商品販売とかにプレミアム商品券など工夫をされているところがあります。県は、別個にするというよりは、市町村が発行されるプレミアム商品券などに、県が同額を上乗せするという方式を、今日打ち出してアナウンスしたい。

市町村がされるのは、プレミアム商品券、クーポン券、地域商品券等もあると思います。

現在、大分出てきているが、まだ出しておられない市町村があります。

このような方式ですと、市町村が実行されないとその市町村の市民の方には、県内消費喚起のボーナスはいかないということになります。

ぜひ市町村の方々は、県の財源も活用して、我が町でも消費喚起を実行するというところにふみ切っていただきたいと思います。

同額を上乗せして、倍額まで実行できるということです。

現在は、全ての市町村でこのような市町村内消費事業をされるとは聞いておりませんが、だいぶ出てきております。

実行される意向が伝わってきております。

市町村が実行される場合に、県は、倍増の補助をします。

上乗せ支援をするというやり方で、実行していきたいと思います。

市町村が実行されない場合は、県の補助金が残念ながらつかないことになりますので、くれぐれも気をつけてということです。

県が独自でするのは、県内宿泊の割引キャンペーンです。

これは県民に向けてのものです。

奈良県の宿泊は県外から来られるかたも結構多いが、今はまだ県域を越えた行動自粛のステージです。

そのためこれは、県内での観光振興、県民が県内観光に行くスキームです。

奈良県民は県内の宿泊に向かわなかった傾向があるが、この際、割引キャンペーンを使って県内観光地を発見していただきたい。

県民が宿泊や日帰り観光で宿泊施設を利用し、昼食をホテルで食べると料金を大幅に割引くキャンペーンを実施して、県が補助するスキームです。

また、県内周遊を促進する旅行商品を開発したいと思います。

45 ページ

消費が低迷している県産牛・大和肉鶏などの食材を、学校給食で提供する取り組みを支援したいと思います。

46 ページ

新しい取り組み、新しい様式へのチャレンジは、県が決めて出すというよりも、今、事業者の創意工夫が出始めている。

新型コロナウイルス感染症の影響から再起を図る事業者を支援するための補助金として、間口を広く設定をしたいと思います。

新商品の開発や新サービス、新規販売、販路開拓などいろんなやり方があると思います。製造業に対しては1000万円、非製造業に対しては500万円を上限に、補助金を6月補正で設営したいと思います。

47 ページ

農産物の生産や加工の強靱化について。

この際、施設設備を行われる方への助成をしたいと思います。

観光関連事業者の感染対策を支援するための補助金を、6月補正で入れたいと思います。

48 ページ

早期の売上回復などを行う中小企業に対して、積極支援として補助額50万円を、いろんな事業をする方に提供したいと思います。

これも6月補正です。

また、飲食事業者でテイクアウト、デリバリー等、新しい商売のやり方を新たに導入しようとする方への支援の予算措置をしたいと思います。

49 ページ

商工団体が行うオンライン経営相談体制を支援します。

また、オンラインによる合同企業採用説明会を開催します。

50 ページ

本県の経済労働情勢も、よくみていきたい。

解雇や雇止め、今後の進展がどうなるか、深刻なことも予想される。

業種別、規模別に把握して分析するための実態調査を実施しています。

現在の事業者の動向で、県の制度融資が増えてきています。

業種別の実行額、実行件数などを注視して、判断をしています。

制度融資については、来週の6月補正対応で全体的なことをお諮りするときにも、引き続きの対応を明示していきたい。

51 ページ

また経済対策は事業に限るわけでもない。

6月補正に向けて、国の2次補正をどう活用するかさらに研究を深めて、来週の対策会議に諮りたいと思います。

国の2次補正では、雇用調整助成金が抜本的に上限がアップされたので、それをどのように使うのか。

また、休業支援金が創設されています。

休業する妊婦のための助成制度も創設されています。

52 ページ

このような事項を洗い出して、6月補正にどう盛り込むかを急遽検討して、来週の対策会議にかけたいと思います。

経済活性化検討部会を設けているので、そこにこの取り組みを諮り、追加の知恵をいただきます。

新しい生産方式、サービス提供方式、働き方についても、考えを深めていきたいと思います。

6月補正に入る事項については、来週お諮りしたい。

なお、このような経済活性化検討部会に対しては、当面の経済回復と今後の経済活動のあり方について意見照会をしたいと思っています。

6月の1週中に意見照会して、6月補正に反映したいと思います。

53 ページ

(5) 市町村支援を通じた取り組みは、今後の対策の特徴の一つになっています。

54 ページ

再掲も含めて項目を設けました。

市町村が発行するプレミアム商品券の増額、上乗せ支援は、再掲です。

倍額実施を奨励します。

55 ページ

二つめ。

市町村がされるアイデアは豊富です。

いろんなことをされる場合に、県が上乗せ支援する。

社会活動正常化、経済活動活性化にいろんな取り組みがあると思います。

それに対して、単価の拡充もしくは対象期間、範囲等の拡大を行いたい場合には、県が上乗せ補助する仕組みを作りたいと思います。

56 ページ

外出自粛、休業要請の緩和措置について。

57 ページ

6月1日以降、残されていた外出の緩和措置についての計らいです。

6月18日までは、首都圏、北海道など緊急事態宣言がまだ出ているところからの不要不急の移動は、国において制限するように（言われていた）。

第2波クラスターが、北九州、北海道などでおこっています。

また首都圏も、まだ不安定な様子だと思います。

観光振興は、観光地にとって大きな課題です。

当面、県内からの観光振興をしたいと思います。

全面解除で世の中が落ち着けば、修学旅行も含めた県外からの観光もプロモーションしたいと思います。

訪問されたときにうつさない、うつされないことの徹底も必要だと思います。

59 ページ

休業協力要請は、全ての施設について解除したいと思います。

これまで少しの施設について、解除や保留がありました。

残りについても、全ての施設の休業協力要請を6月1日午前0時に解除したい。

その際、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインが設定、実践されることが望ましい。

業界団体の自主的な判断が望ましいが、県としては業種ごとに、次に示すガイドラインに留意してやってくださいと伝えたい。

また、感染拡大の温床になるクラスター発生の可能性が高いと留保されていた施設は、今後クラスター発生が確認された場合には、再度の施設使用制限もありうると思っています。

休業要請を解除する施設の個別的な留意事項を、59ページ以降並べています。

業界や事業者の方に参考にしていただきたいと思います。

63 ページ

イベントについて。

開催制限を、段階的に緩和したいと思います。

6月18日までは人数の制限をしますが、6月19日以降は概ね3週間ごとに段階的な緩和を考えています。

その際も、イベントで感染するとクラスター化する危険性があるので、感染拡大防止のため十分留意してください。

64 ページから

段階的緩和の目安を提示しています。

第2波の感染拡大がいつ起こるかわかりません。

これは目安なので、その都度、慎重に判断をしていきたいと思っています。

66 ページ

感染拡大の防止協力金の受付締め切りを、6月30日まで延長したいと思います。

67 ページ以降は行動規範です。

いろんなことがわかってきています。

日本は行動規範の徹底で、ずいぶん感染拡大が抑止されてきたと思います。

地域的な閉鎖をせず、個々の行動規範の徹底で行ってきました。

全面的な外出自粛一辺倒で感染拡大を防止する段階から、こんな場合は自粛しようという限定自粛に（なってきた）。

感染経路が判明してくれば、（自粛の仕方が）わかってくると思います。

感染経路の判明、探索、抑止の限定自粛の対応を、もう少し賢くできたらいいと思っています。

手洗いと接触しないことが、どんな場合でも基本になります。

ここに書いているのは、基本的な行動規範です。

しばらくこのような行動規範を実行していただくと、感染拡大抑止になると思います。

70 ページ

皆さん、ストレスが溜まっていると思います。

SNSの誹謗中傷など、人権侵害が発生しています。

不当な差別、偏見、いじめ等には、振り向かないよう重ねてお願いしたい。

人権への配慮をお願いしたい。

71 ページ

Ⅱ最後に第2波への備え

72 ページ

医療提供体制の温存と第2波への備え。

早期発見・隔離は、次に備えた対応の中心です。

感染拡大病床を縮小し、通常医療を復活したいと思っています。

また拡大防止期に備えた予備病床も含めた将来の病床確保もしたいと思っています。

73 ページ

第2波はどのように来るか、奈良県の第1波の分析をしています。

第1波の場合は大阪が増えてくる兆しがあると奈良にうつってきたとわかっています。

同じような兆しが早期判断できるように、レベル判断の仕組み、仕方、能力を上げていきたいと思っています。

その際、同じようなケースを起こさないよう個別、具体的に注意喚起をしたいと思っています。

そのために感染経路の分析をさらに進めたい。

域内の2次感染防止は、我々の最大の目標になります。

効果的、賢く行えるようにしていきたいと思えます。

74 ページ

1 次の感染拡大は、大阪の勤務地での感染、そのご家族への感染が多かった。大阪での拡大の兆しを予知して、通勤者への注意喚起、往来自粛要請、家族の感染防止など、注意していきたい。

その対策に取り組むための、1 波への対応とクラスター事例の研究をします。

奈良県ではクラスターは発生していないので、県内事例研究はできないが、他県の実例を研究して、クラスター発生防止に繋げたいと思えます。

また、第 2 波への備えは今後とも研究も含めて、対策本部会議に諮ってきたい。

本日の対処方針の説明は以上です。

前々回、県議会の特別会議でこの説明をしたら、メンバーの県議から、県民への周知徹底を十分心がけるようにとご指示がありました。

その対応として、臨時の県民だよりを発行して直接郵送を始めています。

地元の全戸のご家庭に郵送配付をすることにしています。

そろそろ届くと思えます。

説明は以上です。

司会／このほか、この場で情報共有すべき事項、確認事項等があれば、ご発言をお願いします。

委員／ただいま知事からご説明のありました 5.29 対処方針について、承認をいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

／異議無し。

委員／ありがとうございます。

司会／それでは、以上で第 10 回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了します。なお引き続き記者会見を行いますので、本部委員の皆様はご退席願います。

司会／記者会見を始めます。

最初に本部会議についての質問を、その後、その他の質問を受けます。

まずは新型コロナに関する質問からです。

記者／朝日新聞です。

17 ページの発熱外来認定制度についてです。

奈良県独自制度ということですが、これを導入するねらいときっかけ、どのくらいの規模
いくつの診療所が手を挙げることを見込んでいるのかをお願いします。

知事／独自と言うほどの制度でもないし、ありふれた制度かもしれません。

既存の医療機関を活用しようということです。

ねらいについて。

9 ページに、PCR 検査のスキームがあります。

PCR 検査は、日本は重症化に特化していたと私は思っていました。

県独自で PCR 検査を拡充しているところもありますが、国の方針を誤解していました。

発熱 37.5 度以上というように、国の方針にしたがっていません。

国の方針ではないと、後で大臣がおっしゃったんですが、やってきた経緯があります。

今、多少反省しています。

感染者を早期発見して隔離するのが、感染拡大やクラスター発生を防ぐのに、一番大きな
手法ではないかと強く思っています。

そのためには、保健所にずいぶん負荷がかかってきたと思うので、負荷を軽減するということ
も併せて、別のラインを作る。

まず、相談センターや保健所でした。

それが、このような指定医療機関があると相談しやすくなります。

また、指定機関だと、相談したら、診察・検査をしてもらえることになる。

ワンストップ方式ということになります。

資料にあるように、判断主体、検体採取、検査と 3 段階になります。

これは行政検査であることが特徴です。

感染症法の行政検査です。

あとは、水際対策の検疫検査。

これが第三の道になるかどうかかわからないですが、行政検査からなるべく緩めて使おうという
ねらいはあります。

次にどの程度するのかということですが、何か目処がありますか。

職員／これから医療機関にも説明していくので、現時点でどのくらいの医療機関がやるかとい
うことは把握できていませんが、しっかり説明しながらこの制度の周知を図っていきたいと
思います。

知事／彼は医療機関と接触しています。

やってくれそうなどころがあるので、このような制度を作っていこうとしていると思います。

既存の医療の維持も大事です。

感染症候補者というか、感染症のトリアージ、感染症の疑いがある人は、こちらのラインで

診るという、別途スキームができると、通常の医療も温存されます。
ねらいの中に、通常医療の温存ということも入っています。
そのためにも、医療機関もこのような別途の外来の医療機関を作った方が役に立つのではないかという判断です。
協力しようという話が進んでいることが背景にあると思います。
それが、独自の拡充かなと思っています。
発想自体が独自だということではないと思います。
検疫検査、行政検査、そしてこのような同意検査協力検査というタイプになるかと思っています。
考え方としては、多少独自の面があるのかなと思っています。

記者／基本的な考え方としては、認定された診療所の医師が、検査したり検体を取ったりするということですか？

知事／検体の採取まではできるかと思いますが、検査は PCR 検査実施箇所、別の医療機関になる可能性もあります。
検査判定までしなければならないということではありません。
もしかしたら、検査までできる医療機関があるかもしれません。
9 ページの図では、右の方まで青い枠が伸びるかもしれませんが、それは想定していません。
他の医療機関や民間検査に持っていく、検体の採取までワンストップということです。

記者／重なるかもしれませんが、今は小康状態で検査体制に余裕があると思うのですが、第 2 波に備えて、スペックというかキャパシティを拡充しておこうというねらいもあるのですか。

知事／そうですね。
第 2 波がどのように来るかわかりませんが必ず来るということで、対処の基本は、まず、感染者です。
感染者は、判定したから感染者になるのではなく、未判定感染者というのが必ずいます。
それをなるべく早く発見して、隔離させていただく。
二次感染が域内で起こらないようにということを、一番のねらいにしたいと思っています。
検査が身近にできようになると、先ほどの検査対象の拡大と裏腹なことだと思います。
だから、危険リスクがある人は、ここに行ってもらおうと身近でできる。
帰国者相談センターには、なかなか行けない。
いつとき、あふれたこともありましたが。
身近なところに発熱外来があると、そこへ行って心配を解消してもらおう、PCR 検査を受ける。
検査対象の拡大とともに、このような場所を作ることが裏腹な仕組みだと思います。
それが第 2 波の備えという面でも、重要な仕組みです。

記者／共同通信ニシムラです。

先ほどの質問に関連して、今回この外来制度の創設のところで、在宅や訪問診療が形態に入っているのは、これまで寝たきりの高齢者や車椅子の人が、病院に行けなくて検査が受けられないといった背景があったのかなと思います。

そういったことの解消と、検査の拡大に努めたいということですか。

職員／17 ページです。

知事／そうですね。

容量の拡大もあるし、目的の変更、拡大ということも含まれています。

重症化になりそうだとか、重症だから行くのではなく、知らない間に他人や家族にうつしているかもしれないから検査を受けようという人のために、間口を広げることにもなります。

奈良は特に、大阪で勤務してうつされている人が多いです。

それはわからないんです。

そのような人が、ちょっと心配になる。

うちの事務所で発症者が出たが、その人とは階が違うのでうつっていないと。

場合によってはトイレでうつしているかもしれないというように、リスクが心配だったら、地元へ帰ってこの外来に行ってくださいということです。

繰り返しになりますが、検査対象を拡大して受けてもらうことを考えています。

記者／奈良テレビのニシムラです。

58 ページの休業要請について質問です。

この前の会見で知事は、大阪が休業要請を緩和したり解除したりすることと、各業界がガイドラインを設定する、この二つがあれば解除するとおっしゃったと思います。

今回このような判断をされたということは、全ての業界からガイドラインが出たということでしょうか。

知事／先日、そのように言いました。

大阪で解除されないで奈良の遊び場所が開いていると、実態は少ないようだが、大阪の人が奈良に来るのは困るという県民感情がある。

パチンコなどがそうですが、それを配慮して、大阪が解除すれば奈良も解除するというのを一つの要件にしていました。

もう一つは、パチンコ店などが自主的な感染防止ガイドラインを設定されたら、解除するということでした。

今の質問の留意事項が確立しているのかどうかということですが、必ずしもそうではありません。

このようなことをするという意思是、伝わってきています。

感染拡大防止をしないで店でうつったということが判明すれば、商売にも影響します。

そのように言うておられる方が多いと思います。

国でもこのような業種に関するガイドラインを奨励されていて、その業種の団体を通じてガイドラインを作成するようにはからっておられます。

このような業種は、県レベルで業界団体があるところばかりではない。

業界団体がないところもあるので、その点の確認の仕方が難しい面があります。

複合して守ってもらえそうなところを、判定していきたいと思います。

今のところ、そのような意思はあるということ判断して、それを確認しながら6月1日午前0時に解除したいと思っています。

要件は概ね満たされているのではないかと、甘いかもしれませんが、推定しています。

記者／実際に各業界から、例えばバーテンダー業界から出たということではないが、そのような意思は伝わってきているので、概ね条件はクリアできたかなということで解除に踏み切ったということですね。

わかりました。

次に、今の段階のフェーズについて質問です。

前はフェーズ2でしたが、今も2のままでしょうか。

知事／どんな感じでしょうか。

職員／先週と状況はあまり変わっていないので、フェーズ2と判断している段階です。

記者／あと一点聞きたい。

54 ページの市町村支援に関してです。

プレミアム商品券に、県が同額を上乗せ支援をするということですが、今すでに発行されている市町村が多いと思います。

6月の補正予算が県で決まると、すでに発行されている市町村に対する支援や補助は受けられないのでしょうか。

知事／発行済も含みますけれども、すでに発行しているのでしょうか。

発行するという意味は確認されていますが、それぞれの市町村でも補正とか議決がいるのではないかと思います。

実行しているところもあるかどうか。

職員／すでに発行しているところがあるかどうか確認できていません。

例えば6月で、市町村が発行していたり第2回目を発行するという場合についてどうするか、詳細を詰めていきたいと考えています。

記者／毎日新聞のクボです。

先ほどの休業要請の全面解除について質問です。
ガイドラインが策定されていない業界もあるとのこと。
その際には、資料に書いてある留意点に注意するということですね。
例えば、ライブハウスですと、客同士の間隔を2メートルあけるなど。
これは、県が独自で作った留意点でしょうか。

知事／59 ページ以下のことですね。
業界団体とは詳しいお付き合いがないのでわたしの推測ですが、独自というほどの独自じゃないのかとも思います。
主体が業界団体か県か国かということがあるので、県が解除をすることを検討する場合は、いろんな各地の事例を集めて、県の立場で留意事項をお願いしないといけない。
だから、県の立場での留意事項だというふうに私は思っています。
内容が独自かどうかは、それほど自信がないです。

職員／もう一点。
ガイドラインに関しては、業界団体に国も策定を求めています。
今回解除する関係の業界団体でも、検討いただいている。
これは、国のホームページにも紹介がされています。
策定に向けて動きが進んでいるという認識があるのと、すでに大阪・京都・兵庫など、同様の解除を検討しており、それぞれのガイドラインもわかっています。
いわゆる接待を伴う飲食店などの、集積になるところでの知見も参考に、奈良県の留意事項をまとめています。

記者／観光の宿泊の割引キャンペーンについて。
大幅に割引くということですが、今の段階で想定しているのは、どれくらい割引くのですか。

知事／額は来週出しますが、割引率は、今、出ますかどうか。

職員／観光局長です。
そのあたりについても、内容を精査したいと思っています。
一定のインセンティブがつくような形の率は、規模を想定したいと思っています。

記者／だいたいどれくらいですか。

職員／そのあたりについては、現在精査中です。
改めて正式な形でご報告ができるようにしたいと思います。

知事／私の希望としては、額も割引率もできるだけ効果があるように思っている。

これは、県内の人が県内に宿泊するというものです。

県内の宿泊者は、少なかったんです。

県内消費の拡大、拡充も大きな目的にしたというのが、奈良県の特徴だと私は思っています。

できるだけ割引率も額も、効果のあるように大きなものを希望している。

思ったほどじゃないじゃないかと来週言われると困るのだが。

気持ちとしては、ということで、そう（できるだけ効果があるようにと）思っています。

県民による県内消費の拡充、宿泊においてをや、ということです。

奈良県の人には消費は多いが、県外で消費する人が多かった。

「県内消費ですよ、今度は」ということを、県民に向けて、宿泊、飲食などを提示したいと思えます。

これには宿泊を伴わない、ホテルや宿泊施設での飲食も入っています。

いいホテルができたから、そこで食事をしたいというかたも入ります。

県民のかたで、「そんないい施設は関係ない」と思われてるかたも、「いやこの際行ってみようか。県内の投資した事業者を助けることにもなるし」と思っていたら。

これは私の気持ちです。

それが制度と額に反映されるかどうか。これだけ言っておくと、（職員が私の気持ちを汲んだものにしてくれて）ちょっとはマシになるかと思えます。

／（笑）

知事／まだ確定してませんので。

記者／17 ページに戻りたい。

「独自制度」の画期性がどの程度なのか、いまいちピンとこないというか。

保健所など、行政の負担が減るといのはわかります。

これは結局、PCR 検査をするかどうかの判断が、一般の医療機関でもできるようになるというあたりの意味合いが大きいんでしょうか。

職員／今県内に出回っていないですが、6月になると抗原検査のキットが流通するようになります。

今抗原検査のキットは、事実上接触者外来でしか使えない。

こういったフレームを作ることによって、救急告示病院でもキットを活用できるようになります。

また、在宅医療の場面でも活用できるようになります。

それによって、検査の裾野が広がると思っています。

そういった意味で、認定制度のメリットがあると認識しています。

記者／なるほど。

これまでの状況だったら、従来の方法でまかなえたが、新たな状況に対応する（ため）ということですかね。

職員／はい。

また、民間の医療機関でも PCR の機器を購入しようか考えているというところもありますので、認定制度ができると検査機器を導入しようかというインセンティブが働きます。県内で検査できる医療機関が増えることが、効果としては期待できます。

記者／こうやって、PCR 検査を行政以外のところが判断をするのは、全国的には行われているのでしょうか。

職員／17 ページ下のところに、5 月 10 日通知というのを書いている。

ちっちゃい字のところですが、

国は、帰国者接触者外来と同様の機能を有する医療機関を県が認めれば、そこも診療報酬の適用にしますということを宣言している。

この枠組みを使っている都道府県は、多分、今このような形で大々的に打ち出しているのは奈良県が初だと思います。

記者／なるほど。

しっかりここに目をつけたということですね。

わかりました。

ありがとうございました。

あと、一般医療機関というのは、民間医療機関というイメージですか。

職員／帰国者接触者外来をやっていない医療機関という意味で使っています。病院も診療所も両方とも含む概念です。

記者／それでは公立も含めてですか。

職員／はいそうです。

記者／もう一点。

46 ページの新たな対策について。

「新型コロナ感染症の影響から再起を図る事業者を支援するための補助金を新設」とあります。

すでに、こういう取り組みもしている事業所もあります。

過去にさかのぼって補助するのか、それとも今後始まる場所に補助するのか。

どちらでしょうか。

知事／過去の分もやるのか、もうやったからくれというのではない。

これからもやるよ、ということが狙いです。

当然ですけれども。

そのときに、過去からやってきた分を排除するのか。

多少、手続きチックな話になると思うが、例えば 10 するのに過去に 5 やってしまったので、あとの 5 しか対処できない。

この程度の額です。

取り組みというのは再起を図るということ。

多分、川西さんが言われるようには、そんなに過去の分はあんまりないと思うんですね。

このような時期で、やっと再起を図ることを一生懸命するように。

しかも対象は、すごく広がっていますので。

記者／結構あるように思うんですけどね、そこそこあるように思うんですけどね。

知事／いやいや、やってれば…。

記者／靴下を生産している会社がマスクを作ったりとか。

知事／そんなこと。

もういらんならやめてもいいんだけど。

今までやってきたよというんだったら、それで済むんだったらやめてもいい。

まだ不足するからやってる。

記者／いや、そうではなく、過去にやっているところも補助の対象になるのか。

知事／対象にするかどうか。

これからやってくれる人というものだから。

(あなたの) ちょっと言い方がつっかけたみたいだが。

今までやっているからとおっしゃったから、(もう) いらんのかというふうに聞こえたということなんです。

そんなのはどうでもいいのだが。

補助金は、これからやる人に支援するというのが普通でありますけれどね。

普通でありますけれどもね。

記者／じゃあ、そのへんの方針はまだ定まっていないということですか。

職員／詳細は、また詰めます。

基本的には、予算で成立しなくてははいけませんので、今は、その後というのを基本に考えて

います。

記者／わかりました。

今回出てきた新たな経済対策は、今考えている現段階のもので、きちっとしたものを来週出すという捉え方でいいでしょうか。

知事／今日、このように額を入れないで発表するのは、例えば市町村へ上乘せ補助というのは、アナウンスをしておかないと（いけない）。

そんなんだったらもっと考えておくのに、もっとやるのにとか、あるいは今までやってない、まだわからない市町村も多いわけです。

県が上乘せしてくれるなら、ちょっとでもしていないと住民が困るんじゃないかということ誘導するために、アナウンスしようというのが一つの大きな狙いです。

もう一つは、国の補正予算が出て額を確定する。

県の6月補正の用意をする期限が、来週くらいになります。

それと併せて額を確定して、来週もう一度出すわけです。

制度で十分なところも、そうでないところもある。

バラバラ感が多少あるかもしれません。

現時点で言えることは全部アナウンスしますよ、ということです。

だから、対策本部会議にこのような方向で経済活動の活性化を図りますと確認します。

今日、通りましたので、これを出口戦略会議や経済活性化検討会議にかけます。

かけると、アイデアが出てくるかもしれません。

また、額についてもいろんなことをおっしゃるかもしれません。

このようにして進めたいと思います。

最終的には、来週の対策本部会議で確定する内容が多いと思います。

記者／国の臨時交付金は、第1次では1兆円規模だったと思うんです。

今回は2兆円規模になるというような話のようだ。

そうなると、まだ第1次の1兆円規模の交付金も、まだ県は半分ぐらいしか使いきっていないような状況だと思います。

もし2兆円が全部使えるとなると、こんなレベルではない、もっとすごい経済対策が出てくることになるのでしょうか。

知事／知りません、もっとすごいのがあれば教えてください。

参考にしますので。

こんなのすごいとかなんとか言ってないのだから、せめてもの知恵なので、もっと知恵があるのだったら教えてもらいたい。

意味がまったくわからなかったんだけどでもです。

すごいもっと効果的な…。

記者／言い方が悪かったのかもかもしれません。

どのくらいの規模の額になるのかは、まだわかりませんが、要するに、第2次の臨時交付金を使えるかどうかが決まった時点で、さっきの割引率などもどれくらいできるかなどという判断になるんでしょうか。

知事／臨時交付金は、国が県に使わせるというのがあれば県の差配でこちらにまわす、あちらにまわすということができるので、国からの助成金を当てにして行う部分も多少あります。また、国が直接やる仕組みもあります。

あるいは、県で予算化してこのとおりの強さという規則性の強いものもあります。

それは、規則性の仕組みを判断してやりますよと言わないと、国の補助要綱に合わない。

国の要綱が確定したところを確認して、次にのせるので、遅れる、今日出ないという面があるわけです。

もう少し自由に使えるところはアイデアを出して、このようにアナウンスしていこうということです。

数で驚かすことは、僕は考えていません。

量がたくさんあれば回復するのか。

量があっても回復しないかもしれない。

効果的に使えるかどうかという点、我々と中央政府とは呼応しないといけないと思っています。

工夫が足りないと思われたら、工夫の仕方を教えてもらえばいいだけだと思っています。

量で驚かすというセンスはありません。

大都市とは、また違いますので。

記者／西村大臣が、今度の2次のやつで、いわゆるコロナ対策というだけではなく地方創生に繋げてほしいということを書いてたと思います。

そうなってくると、大臣が言ってる規模感や額が、もっとすごい対策が必要になってくるのかなという気がする。

僕はアイデアがないのでちょっと言えないが…。

知事／必要かどうかは、わからないと思います。

必要かどうかわからないと思います。

繰り返しになりますが、規模で勝負するよりも知恵で勝負したいなと思っています。

記者／ただ、国から規模というものが示されると思うので、その分は県としては使い切るということですね。

知事／いえ。

記者／そうではない？

知事／はい。

記者／わかりました。

記者／NHK のイナガキです。

細かい話だが。

発熱外来の認定医療機関のところ。

発熱外来の認定医療機関になった場合ですが、一般の医療機関というのは、スキームのフロー上は、最後の検査も発熱外来認定医療機関がするとなったら、採取の判断から、採取して検査をするところまで認定医療機関でやることになるんですか。

知事／そうですね。

17 ページですね。

職員／9 ページめへのご質問だったと思います。

発熱外来医療機関で採集するかどうかを判断し、検体を採取します。

ここ自体が PCR 検査を持っていればここでもできますし、持っていなければ民間の機関に検査を出す人があるということです。

記者／医療機関側が、これまで保健所のルートではできたものが、全部自分の判断でやって、最後までできるということ？

知事／保健所がすごく混雑している。

行政検査だから、保健所がしてという建前でやってきた。

保健所は、重症化予防というのは感染症予防の基本命題となっていました。

しかし、発見して隔離することになった場合、それも保健所の業務ではあると思うが、そのようなことのために保健所は量的に拡充されてきたわけではない。

保健所の業務をもっと拡充しようかという動きもあるが、このようなバイパスも作って目的を達成したい。

しかも、先ほどありましたように、国のメッセージにもこんなことしてもいいよというのが入っているので、県は目ざとく目をつけたと思っています。

それは、感染者を発見して隔離するという大きな目的があるからです。

当初は、重症化が心配だった。

重症化して死亡されたかたも、結構おられる。

しかし、奈良県では重症化率が大変低かったということもあり、感染拡大防止を主力の PCR 検査にしていこうという意図、仕組みだと考えている。

記者／わかりました。

そうすると、県民の側からは、検査を受けようと思った場合、従来の二つの入り口に加えて、もう一つ新たにできるわけです。

どこにするかは、どう考えたらいいのでしょうか。

知事／みんなここでやってますということは、広報しないと。

職員／はい、案内します。

基本的にはコロナの不安のある方は、帰国者接触者相談センターに電話していただければと思います。

発熱がある方は、緑の枠のところの医療機関を受診すれば検査もしていただけます。

こういったことを、県として広報も取り組んでいきたいと思います。

知事／これは反省材料だが、当初は各地ともかかりつけ医に行きなさいと言っていました。

ところが、かかりつけ医で断られた方もいるということが、3月、4月の調査でわかりました。

かかりつけ医も、発熱者や感染の疑いのある人を処理する仕組みもなかったのも、やはり慎重にされた。

うつされたら困るというので。

これは各地同じだと思う。

かかりつけ医に行きなさいという仕組みは伝統的な仕組みだが、考えないといけないと

私は思っていました。

かかりつけ医に代わる新しい仕組みとも解釈できます。

うまくいけば、身近なところで行きやすくすることができると思います。

記者／57ページの、外出の自粛の緩和のところ。

1日から18日までは、一部首都圏北海道を除くところへは自粛を要請しないということなんですか。

知事／そういうことですね。

国が往来自粛を大きく打ち出しておられます。

地方としては、例えば昨日の近畿ブロック知事会で、三重県の知事が、三重県の宿泊9割は県外からなので、県外から来て欲しいと言われておっしゃってました。

このような首都圏（などの）、危ないところからは行かないようにということは国が言っているので、なかなかそうもいかないけれどもと言っておられました。

奈良県は、首都圏からの宿泊者は3割です。

やはりうつされるリスクもある。

自粛をするようにと国が言ってる中でのプロモーションは、しないほうが良いと思っています。

県ではそれに加えて、県内の宿泊がなかなか進まなかったので、この際、宿泊券を出しても定着できればということ、経済活動活性化の一つの目的にしています。

記者／19日からの全面緩和は、国の動きに合わせているということですか。

知事／18日までと書いたのは、国がそう言っているからです。
その期間がすぎると、一応来てもらっても大丈夫ですよというのが、建前というかおっぴらになると思いますが、その程度のことだと思います。

記者／ありがとうございます。

記者／日経新聞です。

PCRの発熱外来認定制度について。

今、知事がかかりつけ医にかわるとおっしゃったので、もう1回確認したい。
新しく認定される医療機関とは、個人の診療所なども含むというイメージなんですか。
それとも、ワンストップでPCR検査ができる総合病院のような病院を想定されてるんでしょうか。

それと、これから病院を募集するときに、病院側のインセンティブがあるのですか。

知事／病院には能力があると思いますが、他の外来の人もおられるので、感染リスクが高いので、あまり望ましくはないと私は思います。

しかし病院を外すかどうかは、病院でもちゃんとできるとの医療機関の申し入れでもあるので、折衝をしている状況も含めて…。

職員／今の状況ですと、病院でも発熱トリアージ外来を設け、普通の患者さんと発熱患者さんを分けている民間病院さんも結構あります。

おそらくそういったところは、手を上げてくる可能性が高いんじゃないかと思っています。
あとクリニックさんですと、なかなか患者さんのお世話が難しいというのが実情です。
ただ、クリニックの先生方で、往診などで発熱患者さんを診ててられる方がいらっしゃいます。
往診、在宅の患者さんですと、検査を受けに行くことが難しかったりする。
そういったクリニックのかたがたから、在宅の患者さんでコロナの可能性があるので検査したいというニーズがあるというふうに私は感じています。
そういったかたがたも、手挙げをされるんじゃないかなと思っています。

知事／身近に展開できたらというのが大きな目的です。

身近な病院でもクリニックが一番身近です。

しかし、クリニックは先生1人がいて、看護師さんが数人で待合室も1人というのがクリニックの状態でありますので、そうはいかないという状態です。

あとはクリニックの先生が出向して、順番にやることも考えられますが、それは医療機関の体制ということになります。

なるべく身近に展開できたらと思います。

記者／手を挙げてもらったときのインセンティブみたいのはあるんですかね。

職員／今までは、検査した場合に診療報酬が請求できないというところがあります。だから、検査をしたら診療報酬が請求できるというのは、一つのインセンティブになります。また、患者さんを診るには感染防御して対応する必要があります。マスクやフェースシールドや感染防護具などを県から提供して、安全に検査ができるように整えたいと思っています。医療機関にとっての直接的なインセンティブは、診療報酬が請求できるということだと思います。

知事／18 ページの、PCR 検査の診療報酬請求可ということが味噌だと言ってるのだと思います。

診療報酬がずっとほかでも請求できるんだけれども、今まで PCR 検査は要請検査で診療報酬にはなかなかならず、曖昧だった面もある。

しかし、診療報酬は請求できて自己負担分は公費で負担しますということになっています。行政検査になると、全部診療報酬なしでやってましたけれども、これは診療報酬の保険適用にするという国の方針から始まった話だと思います。

そのように窓口を拡充して、感染拡大防止しようとする国もだんだん変わってきていると思います。

それを受けて現場を作ろうというのが地方の大きな役目です。

先ほど聞いてると、考え方は独自ではないかもしれないが、国の意思の変更を受けて現場の適用第 1 号だということになれば、奈良県の方針にかなっている、感染拡大防止の方針と身近な安心にかなっていると私は思います。

記者／読売新聞、小林です。

40 ページに、部活動の全国大会の代替地方大会の開催を支援とあります。

想定として高校野球かなと思う。

これを 6 月補正で、新規として開催を前提に予算を盛り込んでいくということなんでしょうか。

知事／そうですね、40 ページになるんですか。

部活動全国大会の代替地方大会の開催を支援。

そうだと思っていますが。

高校野球とか、インターハイだったかを

地方大会でやろうとしているのを、歓迎であります、その支援ということが入っているんだと思います。

職員／国の 2 次成立予算で先ほど知事が申しあげましたように、インターハイなどの大会の代替のものについての予算が 1 億円に含まれています。

それをどのように活用していけるかを、検討していきたいと考えているということです。

知事／考えとしては、入っているということです。

来週は、確定しますかね。

例示にしろ、そういうことも含まれるということは、来週確定すると思います。

記者／ここに現段階で、メニュー出ししてるのは、知事としても開催して欲しいということですか。

知事／そうですね。

知事杯、知事賞を出さないかという話が来ています。

県大会の優勝したところに。

記者／高校野球ですか。

知事／高校野球とかですね、私は出してもいいかなと。

それで励みになれば。

滅多にないですよ、この年だけかもしれない。

何かそういう賞でもご希望されているように伝わってきています。

積極的に対応したいと思っています。

記者／わかりました。

あともう一点。

経済対策が今回盛り込まれています。

例えばプレミアム商品券に上乘せとか割引キャンペーンとか。

ここに補正で盛り込む財源ですが、主に国の 2 次交付金を当てていくということなんでしょうか。

知事／そうですね。

先ほど財源どうするのかというご質問がありました。

財源の許す限り。

国の財政が心配ですが、県の財政としては、財源財政の許す限り、できるだけ力水といたしますか、元気を取り戻す補助となりますのでできるだけ使っていきたい。

各内容を濃くしていきたいと思っています。

お金を単に撒くだけではなしに、変な言い方だが、とにかく効果のあるように知恵を乗せるのが、我々のレベルの大きな仕事だと思います。

地域の実情が違う。

良い補助金だと言われるようになるには国も地域で工夫しろよとだしている面もあるので、地域の工夫がうまく乗れたらと思っています。

まだ今の時点でも1週間あります。

地域の工夫が乗るかどうか。

工夫してくれよというふうにお願いを事務方（じむかた）にしているところです。

内容についても、項目の追加という形で、来週出てくる可能性もあると思います。

財源は、当然ですが、国から来たものは使い切りたいと思っています。

記者／ありがとうございました。

司会／次の質問が終わったら、そのほかの質問に進めさせてもらいたいと思います。

記者／毎日新聞です。

一点だけ確認です。

57 ページの県民への外出自粛について。

今回ようやく、6月1日から府県間移動については解除するということがよろしいでしょうか。

知事／そうです。

職員／はい。

司会／それでは新型コロナ以外のご質問がありましたらお願いします。

知事／記者会見に戻ります。

記者／日経新聞です。

9月入学を、知事はかねてから反対されてました。

知事がおっしゃるような方向になりそうですが、改めて一言、どういう考えか受けとめを。

知事／9月入学は、この際に進めないほうがいい。

いわゆる慎重論の立場をとってきました。

私は改めて思いますと、ほとんど憂鬱の課題だと思いますが、9月入学問題で一番大事なことは、プロセスです。

決定プロセス。

決定プロセスということは、今ある教育との流れを阻害しないように、9月に移行できるかどうかです。

移行プロセスにほとんど全てがかかっているんじゃないかと思う。

移行プロセスを乱暴にしちやいかんというのが基本的な考えです。

結果的にこのようなドタバタですべきじゃないと思い、そのように言ってきました。

移行プロセスさえちゃんとできたら、4月でも9月でも本質的な違いはないように思います。

9月入学か4月入学か、どちらが好きか、4が好きか9が好きか。

そんなことを言ったら始まらない。

移行プロセスが確立しているかどうかを、国の偉い人には判断していただきたい。

現場は移行プロセスが大変だから、移行プロセスが遺漏ないようにいろいろ出てこないと困りますよという叫び声があがっているわけです。

どうすれば移行プロセスがスムーズになるかを練らないと、9月が好き、4月が好きという議論とは違うのだということをつくづく思う次第です。

この際、この際というのは我が国らしい波であります、この際というのは、あんまり私は望ましくないと思っています。

それは今までと同じことです。

司会／ほかにご質問どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これで知事記者会見を終了させたいと思います。

ありがとうございました。